

令和5年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 開催日時：令和6年3月27日（水） 午前10時05分から午前11時00分まで
- 2 開催場所：木更津市役所駅前庁舎 防災室・会議室
- 3 出席者：
 - 1) 協議会委員：斎藤 高根、◎杉山 孝、地曳 昭裕、金子 一夫、○石井 恵一、山口 守弘、
安藤 生男、野中 幸一、山中 彰、小倉 秋男、高浦 芳一
(欠席委員 木更津市富岡土地改良区理事長、鳥海 祐美、長谷川 博、
小原 敦、荒井 仁)
(※ ◎…会長、○…副会長)
 - 2) 木更津市：渡辺 芳邦 市長
経済部 伊藤 昌宏 部長、大岩 房之 次長
 - 3) 事務局：経済部農林水産課 黒川 克明 課長、畠野 高広 係長、野口 達男 主任技師
- 4 次第：
 - 1) 開会
 - 2) 市長挨拶
 - 3) 議事
①協議会委員の変更について
②市内の農用地区域の状況について
③長須賀地区の農振除外の状況について
 - 4) その他
 - 5) 閉会
- 5 公開非公開の別：全て公開
- 6 会議内容：以下のとおり

司会（畠野係長）

私は、事務局として進行役を務めさせていただきます農林水産課の畠野と申します。
皆様お揃いですので、只今より令和5年度木更津市農業振興地域整備促進協議会を開会させていただきます。まず、はじめに委嘱状の交付をさせていただきます。

この度、皆様には木更津市農業振興地域整備促進協議会委員をお願いすることになりました。任期は、令和6年3月16日から令和8年3月15日までの2年間でございます。本来であれば、渡辺市長から直接、委員の皆様に委嘱状をお渡しすべきところですが、感染症対策のため、自席に置かせていただきましたので、ご確認をお願いします。なお、木更津市富岡土地改良区 理事長 小嶋哲雄様におかれましては、委員就任をご承諾いただいたおりましたが、この3月15日に逝去されました。慎みまして、ご冥福をお祈り申し上げます。今後、後任が決まりしだい、委員の推薦をお願いしてまいりますので、今回作成した委員名簿は空白とさせていただいております。委嘱状のご確認は、よろしいでしょうか。それではここで、渡辺市長からご挨拶申し上げます。

渡辺市長 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、令和5年度木更津市農業振興地域整備促進協議会にご出席を賜りまして、誠に有り難うございます。また、皆様には大変なご指導、ご協力を賜っておりますこと、深く感謝申し上げます。今回の委員改選にあたり委員へのご就任をご快諾いただきましたことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、私が言うまでもないところでございますが、資材の高騰や米価の下落、耕作放棄地の増加など様々な課題がございます。これらへの対策が急がれる中、本市では、地域の農業者の皆様や関係機関とともに、地域農業の将来像を示す「地域計画」の策定作業を進めているところでございます。また、5年目を迎えた「学校給食提供に向けた有機米生産プロジェクト」につきましては、毎年ご協力いただけの方が増えているおかげで、着実に収量が増加しております。令和5年産においては、88トンの玄米をご出荷いただき、市内小中学校の給食に80日間、米飯給食の6割にあたる収量を提供できる予定です。今後も、地産地消を応援する取り組みや、農産物の付加価値向上に向けた取り組みを進めるとともに、今月策定する第3次農業振興計画に基づく様々な施策を、関係機関と連携しながら推進していくことで、農業の維持や発展に努めてまいりたいと考えております。委員の皆様には、引き続き、それぞれのお立場から忌憚のないご意見・ご指導をいただき、変わらぬお力添えをお願い申し上げ、ご挨拶とさせて頂きます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会（畠野係長） それでは、議事に入ります前に事務局から一点ご連絡させていただきます。

本日の協議会につきましては、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条」の規定によりまして、会議は原則、公開とされておりすることから本協議会も公開とさせていただいております。なお、会議傍聴者の受付をいたしましたところ、傍聴希望者はございませんでしたので報告いたします。

次に、本日は委員が代わられて、初めての協議会となりますことから、委員のご紹介及び出席職員の紹介をさせていただきます。

はじめに、市議会議員の委員です。斎藤 高根様でございます。

斎藤委員 斎藤でございます。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 続きまして木更津市農業委員会の委員の方々です。杉山 孝様でございます。

杉山委員 杉山です。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 地曳 昭裕様でございます。

地曳委員 地曳でございます。本日は、よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 金子 一夫様でございます。

金子委員 金子です。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 続きまして、農業関係団体等の役職員の委員でございます。木更津市農業協同組合の石井 恵一様でございます。

石井委員 石井です。よろしくお願ひいたします。

司会（畠野係長） 同じく、山口 守弘様でございます。

山口守弘委員 山口です。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 同じく、安藤 生男様でございます。

安藤委員 安藤でございます。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 続いて、千葉県農業共済組合の野中 幸一様でございます。

野中委員 野中です。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 小櫃堰土地改良区の山中 彰様でございます。

山中委員 山中です。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 武田堰土地改良区の小倉 秋男様でございます。

小倉委員 小倉でございます。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 浮戸川沿岸土地改良区の高浦 芳一様でございます。

高浦委員 高浦でございます。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） なお、本日は、木更津市富岡土地改良区様、木更津市椿土地改良区の鳥海 祐美様、木更津市園芸振興協議会の長谷川 博様、木更津市酪農組合の小原 敦様、最後に千葉県君津農業事務所の荒井 仁様が欠席されております。

次に、市の出席職員でございます。

伊藤部長 経済部長の伊藤でございます。よろしくお願ひします。

大岩次長 経済部次長の大岩でございます。よろしくお願ひします。

黒川課長 農林水産課長の黒川でございます。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 農林水産課農林調整係長の畠野でございます。よろしくお願ひします。

事務局（野口） 同じく農林調整係で事務局の、野口でございます。よろしくお願ひします。

司会（畠野係長） 以上でございます。大変申し訳ございませんが、市長は公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

<渡辺市長退室>

司会（畠野係長） それでは、皆様にお配りいたしました資料の確認をお願いします。1点目が、資料1として本日の「次第」と「委員名簿」、「座席表」、「関係規約」をひと綴りにした資料でございます。2点目が、資料2「市内の農用地区域の状況について」、3点目は、資料3「長須賀地区の農振除外の状況について」でございます。資料の不足等ございましたら申出ください。よろしいでしょうか。

また、本日の会議につきましては「議事録作成システム」を使用いたします。発言の際は、お手元のマイク中央のボタンを押してから、赤いランプが点灯している状態で、マイクに向かってご発言をお願いいたします。ご発言が終りましたら、もう一度、ボタンを押して、赤いランプが消えている状態となるようお願いします。それでは、これより議事に入らせていただきます。議長につきましては、会長が選任されるまでの間、黒川課長が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

仮議長（黒川課長） それでは、議長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。
着座にて失礼いたします。

これより、令和5年度木更津市農業振興地域整備促進協議会の議事を進行させていただきます。本日の出席委員は、定数16名中11名であり過半数を超えておりますので、木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

まず、議事の1点目の「協議会委員の変更について」議題に供します。

会長及び副会長の選任につきましては、木更津市附属機関設置条例第4条第1項の規定により、委員の互選によってこれを定めるとなっていますが、いかがしましょうか。

地曳委員 事務局一任。

仮議長（黒川課長） 只今、事務局一任とのお声がございましたがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

仮議長（黒川課長） それでは、事務局から案の提案をお願いします。

事務局（野口主任技師） 会長につきましては、木更津市農業委員会の会長であります、杉山孝委員にお願いできないかとご推薦いたします。

また、副会長につきましては、木更津市農業協同組合の常務理事でございます石井恵一委員に、お願いできないかとご推薦いたします。以上でございます。

仮議長（黒川課長） 只今、事務局より杉山 孝委員を会長に、石井 恵一委員を副会長に推薦したいとの提案がございましたが、他に意見はございますか。いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

仮議長（黒川課長） 異議なしとのことでございますので、会長は、杉山 孝委員、副会長は、石井 恵一委員が選出されました。

なお、木更津市附属機関設置条例第6条第1項により、会長が議長を務めることと規定されておりますので、これをもちまして仮議長の人を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは恐れ入りますが、杉山会長は議長席へのご移動の程、お願いします。

議長（杉山会長） 会長を務めさせていただくことになりました杉山でございます。木更津市の農業が発展していくよう皆様のご協力をいただきながら務めてまいりたいと考えています。また、この後のスムーズな議事の進行にご協力いただきますようお願いします。

はじめに、「木更津市審議会等の公開に関する条例施行規則第6条により、会議録は、その内容を審議会等で指定した者の確認を得ることになっていますので、会議録署名人を指名させていただきます。本日の会議録署名人については、地曳委員にお願いできますでしょうか。

地曳委員 はい。

議長（杉山会長） 地曳委員よろしくお願ひします。

それでは、議事（2）「市内の農用地区域の状況について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（野口主任技師） それでは議事（2）の「市内の農用地区域の状況について」ご説明させていただきます。

まずは、資料2の一番うしろのページとなります、11ページの図面をご覧ください。この図面は、平成22年に、農業振興地域整備計画の全体見直しを行った際に作成した概要図でございます。図面の中で、赤く着色してある区域は、主に市街化区域で、農業振興地域対象外となっております。それ以外の、緑と白の部分が、農業振興地域となり、このうち、緑の部分が、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業用途に利用することの制限がかかっている農用地区域となっております。

今年、1月1日時点の木更津市内の農業振興地域の面積は9,999ヘクタール、このうち、緑の農用地区域は1,515ヘクタールとなっています。赤い矢印の引き出し線で、表示している箇所が平成22年以降に農用地区域から除外したところでございます。このうち、黄色で着色してあるタグの箇所は、前回、令和5年1月20日開催の、この協議会で説明させていただいた以降に、除外を行ったところで1件となります。

その除外の概要でございますが、6ページをご覧ください。平成22年度からの除外や編入といった重要変更を2ページから記載しております一覧表の、最後のページでございます。一番下の、受付時期がR4-03末の欄となります。大字真里谷の約1,720メートルの農用地区域を、工事用の車両置場及び資材置場として、令和5年1月25日に除外しております。また、一番下から2行が、平成22年からの除外及び編入を集計したものとなり、除外が31件面積で約5.5ヘクタール、編入が1件約2.5ヘクタールとなっています。

つづきまして、10ページをご覧ください。7ページから10ページまでは、農用地区域からは除外することなく、農業用の目的で利用する施設の用地に用途区分を変更した軽微変更の一覧となり、その最終ページとなります。

前回この協議会で説明した以降のものは、一番下の、ナンバー19番の欄になりますが、大字畔戸の5,580平方メートルの農用地区域において、イチゴの栽培施設としてハウスやそれに関連する駐車場を設置することとして、令和5年12月27日に農業用施設用地として変更を行っています。私からは、以上でございます。

議長（杉山会長） 事務局からの議事（2）の説明が終わりましたが、質問等がありましたらお願いします。

ございませんか。それでは、ないようですので、次に議事（3）「長須賀地区の農振除外の状況について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局（野口主任技師） それでは議事（3）の「長須賀地区の農振除外の状況について」ご説明させていただきます。

この件につきまして、初めて説明を聞く方もおられますので、前回協議会と同じ説明となるところもございますが、ご理解くださいますようお願いします。

資料3の、12ページ、位置図をご覧ください。長須賀地区の農振除外の計画地の位置でございますが、国道16号のレンタル建機のアクティオと、ラーメン山岡家の間の、東側の農地で、図面のなかで赤に着色した区域でございます。

13ページをご覧ください。計画地周辺の地番地目を表示した、公図の写しとなります。赤枠が計画区域で、面積は約4.6ヘクタール、このうち、含まれる農地が約3.9ヘクタール、農振農用地区域は、約3.4ヘクタールです。

14ページをご覧ください。土地利用計画図となります。計画地の中で、北側に建築面積が約1.3ヘクタールの店舗建物、南側と西側に520台の駐車場を配置する計画です。

15ページをご覧ください。建物の立面計画図で、低層な建物で、周辺への通風や日影に影響が少ないものとなっています。

1ページにお戻りいただきますようお願いします。これまでの経緯経過の概要について、1ページから順を追って説明してまいります。木更津市長須賀地区への（仮称）コメリパワー木更津店の出店に関しては、平成16年に木更津市に出店計画の相談があり既に19年が経過しております。相談があつてから、農振除外に向けた相談・協議を積み重ね、農業振興地域の整備に関する法律において農用地利用計画を変更する場合に同意が必要となる千葉県や、農地法において4ヘクタールを超えて農地転用する場合に協議が必要となる国から「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく平成22年当時の、除外5要件に対する厳しいご意見等（緊急性、面積の妥当性、競合施設の有無等）をいただき、協議が進展していない状況にありました。そのため、平成30年10月10日に、当時の千葉県農林水産部長に対して、渡辺市長が直接、協議の進展が図られるよう要望を行ったところ、県からは平成22年に一度協議した国（関東農政局）から非常に厳しいご意見・指摘を頂戴しており、未だ農振除外5要件を満たすことができていなため、同意は厳しい旨の回答をいただきました。この段階では、先程説明した赤く着色した計画区域の周辺も含めて、約6ヘクタールの現在よりも広い範囲で計画されておりましたことから、その後、同年10月24日に事業者であるコメリに対して、県への要望時の概要を報告するとともに、農振除外に含まれる農地の面積を4ヘクタール未満に計画を見直し、国との協議が不要とすることが出来ないか依頼したところ、同年12月10日に来庁いただき、事業者として、農振除外に向けた協議の進展が図られるのであれば、事業計画を4ヘクタール未満に見直すことを社内決定した旨の回答をいただきました。こうした市・事業者で協議を重ねた結果を踏まえ、平成31年1月に事業者側から、県との協議進展を市長に直接要望し、農地転用及び農振除外面積を国との協議が不要な4ヘクタール未満に事業計画を見直すことになりました。

続けて、2ページ目を説明いたします。令和2年8月7日に開催した、「令和2年度木更津市農業振興地域整備促進協議会」において、計画の概要や施設に雇用される従業員に占める農業従事者の割合を3割以上とする、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として計画していることを説明し、農振除外に向けた申請手続きを進めることの了承をいただきました。その後、事業者において地権者の同意取得等の申請書作成作業を進め、令和3年9月30日に市に対して「農業振興地域整備計画重要変更願」の提出があり、市は、変更願の提出を受け、農業委員会とはじめとした関係機関等の意見照会の後、令和4年1月28日付で千葉県に事前協議書を提出し、県からの確認事項問合せに隨時回答を行ったところ、令和5年2月8日付で、千葉県知事から事前協議の同意をいただいたものでございます。

その後、事業者において都市計画法による、市街化調整区における地区計画の策定作業を開始し、現在までに、現況測量や境界立会を含めた境界確定測量などの現地調査を行うとともに、国道や市道の管理者、警察との協議をはじめとした関係機関との調整を行いながら、策定作業を進めております。

今後のスケジュールでございますが、3ページの工程概要をご覧ください。一番左側の項目について、上から、農振除外、地区計画、農地転用、宅地開発行為の順に手続き

の流れをあらわした概要でございます。一番上の農振除外手続きは、令和5年2月8日に、県から事前協議の同意をいただき、2段目の地区計画の策定作業として、事業者において現時点の、令和5年度内は、現地での測量や、関係機関協議を行っております。その後今後、令和6年度以降となりますと、地区計画案が纏まり、県内部の都市計画と農林部門の調整が完了した後に、農振除外と地区計画が並行して、法定縦覧等の手続きを行う等しながら、手続きを進め、ほぼ同時に農振除外と地区計画の決定を行うことになります。

また、農振除外と地区計画の決定後は、3段目の農地転用と4段目の宅地開発行為の手続きを、同じように、並行して手続きを進めることとなります。このような手続きを経て、その後、工事着工していくことになります。

現在、事業者において地区計画の策定に向けて、調査設計、関係機関との調整が行われており、まだ案が纏まっていませんので、令和6年度以降の工程について、具体的な時期は、説明できないことをご理解いただきますようお願いします。

4ページから8ページは、今まで、説明したことの主な協議経過ですので、ご覧ください。9ページは、平成22年当時の、農振除外要件5項目を、掲載しております。

10ページを、お開きください。先程の、「経緯経過の概要」説明の中で、この施設が、雇用する従業員に占める、農業従事者の割合を3割以上とする、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として計画していることを説明しましたが、その根拠として、令和3年9月7日付けで、市と事業者で、雇用協定を締結したものの写しを、添付しております。第3条の雇用計画で、施設の総従業員のうち農業従事者を3割以上雇用する内容となっております。この農業従事者は家族も含まれるものとなり、開店1カ月以内及び、開店後1年ごとに、市に対して雇用状況報告書を提出することになっております。足早な説明でございますが、私からは、以上でございます。

議長（杉山会長） 事務局からの議事（3）の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。はい、斎藤委員。

斎藤委員 まず、初めての方もいらっしゃるので、この会議の目的を、事務局の方から説明を願いたいと思います。

事務局（野口主任技師） 会議の目的とのご質問でございますが、資料1の条例等資料18ページをご覧ください。こちらがこの協議会の運営要領となっております。本協議会の協議事項は、農業振興地域計画の策定または変更に関する事項ですが、2ヘクタール未満の軽微なものは省くことができるとなっております。また、農業振興地域整備計画に基づく事業の推進等に関する事項、その他必要事項に関する事項となっております。コメリの件は規模が大きいため、皆様にいろいろご説明しながら進めているものです。以上でございます。

斎藤委員 そういうことを踏まえまして、この資料の、資料3の8ページの最後の方です。

現在、令和6年3月ですが、令和4年12月から動きがあるのですけれども、あたかも着工できるような説明をされたわけなのですけれども、県からの確認事項をすべて回答したのが令和4年12月、令和5年1月に事前協議の状況を説明、令和5年2月が事

前協議の同意、具体的な内容っていうかな、この意味を説明ください。

事務局（野口主任技師） 農振除外に向けた随時変更の手続きフローがないので、口頭での説明となってしまいますが、農振農用地区域の中で、農業目的以外の新たな施設等を設置する場合には、農振除外手続きにより農用地区域から外し、その後、農地転用を行っていくというような手続きとなります。農振除外の手続きは、法律によって県の同意が必須となっております。この法律に基づく同意を得るにあたり、法定に基づかない事前協議を令和4年1月28日に県に提出し、県からの様々な確認事項を回答することによって、内容を審査いただき、やりとりを続けました。それが、令和4年12月22日まで約1年近くつづき、それ以降確認事項の問合せがありませんでしたので、約2か月間状況を見守っていたところ、令和5年2月8日付けで事前協議の同意がいただけたものであります。これは、あくまで事前協議ですので、法定に基づいた本当の同意は、先程説明した事業者による地区計画の策定案が具体になり、県の中の農業部局と都市部局の調整が済んだ段階で、法定に基づいた農振除外案の縦覧を開始し、その後、本協議を行い最終的な県同意を得て、市が公告を行うことで農振農用地区域から除外したことになります。以上です。

斎藤委員 では、最後の質問で端的に伺いますが、除外の見込みがついたということなのでしょうか。

事務局（野口主任技師） 県から事前協議の同意があったということは、今のところその計画内容のまま、齟齬が生じぬよう地区計画案を策定し、県の中で調整ができる手続きを進めることができれば、見込みはあるというような段階でございます。以上でございます。

議長（杉山会長） 他に質問ございませんか。はい、地曳委員。

地曳委員 些末なことで大変恐縮ですが、これは、意見と質問です。まず、最初に意見なのですが、それこそ1ページに、今までの経過の概要があり、この中で、「ご意見ご意見」って、文言があるのですけど、市民感覚からすると、国とか県から、意見、指摘があっても、文章表記に「ご意見」までへりくだる必要にはないのではないかなど私は思います。ですから、戦前は、内務省を中心とした大きなそういう流れがあったのですが、今は、国県市同列だと僕は思っていますので、ちょっとおかしいなって思います。これ意見ですから、コメントは必要ありません。

次は質問です。質問はですね、この2ページに、上のほうから、施設に雇用される方に占める農業従事者の割合を3割とする農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設とあるのですけど、先ほど野口さんから説明があってこの農業従事者は、農家を意味することだと思うのです。それで、協定書のところを読むと、確かに農家世帯ってうたってあるのですけど、やっぱり第3条は農業従事者の雇用数となっている。

やはり農業従事者というよりも、農家世帯から雇用するって言った方が、誤解を招かないのではと思います。農業に従事している人に、あえてまた雇用、就業を優先する必要はないのではないかと思うし、やはり農家世帯っていう文言でやっているのではないかということで、家族で農業従事者と農家世帯というその形をどう考えるのかということに対するお答えが1点。

それと、この第2条に、店舗立地地域とあるのですけど、この場合、店舗立地地域は長須賀だけに限定されるのか、或いはその周りの祇園、図那、西山だとか、あの辺りの周辺地域まで含まれるのかっていうことが第2点。

第3点は、農家の方が3割就業するってことが、流布されると噂話になって、これ公開の場ですからこうやって数字出しているわけですから、別に問題ないと思うのですが、なんていうか、木更津市は、農家の就業機会を3割にしてコメリを誘致したんだ、みたいな噂話などの根源になってしまふので、僕は、これはあまり公にしないほうがいいのではないかと思うのですが、その辺のことも含めてお話をいただければと思います。あと、3割の基準も含めて、何で3割なのかってことも含めて説明してください。

3点で申し訳ないですがよろしくお願ひます。

事務局（野口主任技師）ご説明申し上げさせていただきます。まず農業従事者と農業世帯という表現の違いでございますが、そもそもこの雇用協定で何故3割というところからの話となります。この施設が設置される箇所は、1種農地の中となります。農振除外の後、農業委員会の方でこれから揉んでいただくことになるのですが、その1種農地の中で、農地法に基づき農地転用する特例の条件として、農業従事者の雇用数を3割以上とする場合には、地域の農業の振興に資する施設となりますというような法律の記述がありますので、協定書も法律の名称に合わせた、表記をさせていただいております。

そして、その法律の運用等で解説している中に、農業従事者には世帯員も含まれるところでありますので、先程、家族も含みますというような説明をしました。農業従事者と表記していることにつきましては、法律に合わせてあるというところでありますので、ご理解をいただければと思います。

そして2点目の、店舗立地地域は、長須賀地区なのか、もっと広い範囲なのか、というご質問がございました。具体に申し上げますと、この店舗立地地域についてはまずは、木更津市内全域を考えています。しかし、それでも、農業従事者の雇用が3割に満たないような場合には、周辺市、例えば袖ヶ浦市や君津市の木更津市の周辺市あたりまで、広げていくことを想定しています。

3点目が、公表しないようにとのことですが、法律に基づく行為として、協定を締結し、3割雇用を行う施設として、農地転用の際に認めていただこうとしているものですので、非公開にすることとは困難ではないかと考えております。以上でございます。

議長（杉山会長）他に質問ございませんか。それではないようなので、議事はここまでとなります。次に、4点目の、その他といたしまして、事務局から何かございませんか。

事務局（野口主任技師）事務局からはございません。

議長（杉山会長）事務局からないとのことですが、委員の皆様からは何かございませんか。はい、斎藤委員。

斎藤委員 この会議の今後のスケジュールを、お聞かせください。

事務局（野口主任技師）この会議につきましては、年1回のペースで行っています。そして、本市の農振除外に関する受付時期が3月末と9月末の2回となっており、3月末は現在ないのですが、9月末時点の農振除外の申請状況を見て、年末から年度末

の間で次の協議会開催を計画していこうと考えております。以上でございます。

議長（杉山会長） 他にございますか。はい、地曳委員。

地曳委員 特に市の行政への要望なのですが、この協議会は、年1回しかできないということです。いま、非常にこれから米づくりが始まるために、種をまいたり、いろいろやっているわけなのですが、お米が非常に余るということで、飼料米を皆さん作っています。飼料米も段々値段がさがってくると、また、飼料米を作る人がいなくなつて、それで米の需給関係のバランスが崩れて、また米がさがるっていうことが想定されるわけです。その中において、農水省は、田の畑地化であるとか、或いは水田の再利用等いろいろ促進しているのですけど、本来この会で、やるべきことではないと思うのですが、そのような、水田の畑地化、それと、湿水田ですね。ようするに、田んぼを有効利用する農業者、農協、農業委員会、あるいは土地改良区等のオール木更津で検討する機会は、振興協議会とかあるのでしょうか。早急にやらないと、非常に、木更津市農業の将来について危惧するところがあります。この会で、なくてもいいのですけれど、木更津市の農業を何らかの形で、オール木更津で、特に水田農業をどうするかということを、真剣に皆さんに、いろいろな立場の方々に、会議、或いは話し合い、意見や検討をする、そのような機会をぜひ設けていただきたいとの要望です。終わります。

議長（杉山会長） 他にございませんか。それではないようですので、以上すべてを終了しました。これをもちまして、議長の任を解かさせていただきます。スムーズな進行にご協力いただき有難うございました。進行を事務局にお返しします。

司会（畠野係長） 杉山会長、有難うございました。また、委員の皆様には、長時間にわたり、ご審議いただき誠に有難うございます。これをもちまして、令和5年度木更津市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。

以上

令和5年度木更津市農業振興地域整備促進協議会の内容について、上記のとおり確認します。

令和6年 4月 18日

木更津市農業振興地域整備促進協議会（署名）

地曳 昭裕

令和5年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会 (出席者名簿)

<順不同／敬称略>

【ご出席委員】

委員	斎藤 高根	木更津市議会建設経済常任委員会 委員
◎委員	杉山 孝	木更津市農業委員会 会長
委員	地曳 昭裕	木更津市農業委員会 会長職務代理
委員	金子 一夫	木更津市農業委員会 委員
○委員	石井 恵一	木更津市農業協同組合 常務理事
委員	山口 守弘	木更津市農業協同組合 理事
委員	安藤 生男	木更津市農業協同組合 理事
委員	野中 幸一	千葉県農業共済組合 副組合長
委員	山中 彰	小櫃堰土地改良区 理事長
委員	小倉 秋男	武田堰土地改良区 理事長
委員	高浦 芳一	浮戸川沿岸土地改良区 理事長

【ご欠席委員】

委員		木更津市富岡土地改良区 理事長
委員	鳥海 祐美	木更津市椿土地改良区 理事長
委員	長谷川 博	木更津市園芸振興協議会 副会長
委員	小原 敦	木更津市酪農組合 組合長
委員	荒井 仁	千葉県君津農業事務所 所長

【木更津市／事務局】

木更津市	渡辺 芳邦	木更津市長
木更津市	伊藤 昌宏	木更津市経済部長
木更津市	大岩 房之	木更津市経済部次長
事務局	黒川 克明	木更津市経済部農林水産課長
事務局	畠野 高広	木更津市経済部農林水産課 係長
事務局	野口 達男	木更津市経済部農林水産課 主任技師

※◎は促進協議会会長、○は促進協議会副会長